

# 2022年度豊橋創造大学・豊橋創造大学短期大学部入学試験における受験および修学上の配慮について

身体等の機能に障がい（聴覚障がい、視覚障がい、肢体不自由、発達障がい、病弱等）があり、受験上および修学上の配慮を希望する場合は、受験生からの申請に基づき審査の上、障がいや疾病等の程度に応じた措置を講じます。ただし、すべてのご希望に対応できるとは限りません。

申請する場合は、以下の要領に従って申請してください。

- (1) 本要領を参照の上、「受験上および修学上の配慮申請書」（巻末）に記入してください。
- (2) 上記の配慮申請書への添付書類として、以下の2点をつけてください。
  - ① 本学への申請日前から3か月以内に発行された診断書（コピー可）  
※ 大学入試センターへの受験上の配慮申請時に提出した診断書のコピーでも構いません。ただし、診断書発行時から症状に変更がない場合に限りです。
  - ② 大学入試センターから交付された「受験上の配慮事項審査結果通知書」又は「受験上の配慮事項決定通知書」のコピー（大学入試センターに配慮申請をしていない場合は不要です）
- (3) **申請期限 各入試出願期間開始1週間前まで（消印有効）**  
期限を過ぎての申請については、受験上の配慮を行えない場合があります。
- (4) 日常生活において、補聴器、杖、車椅子等を使用している方で、試験当日も同様に使用する場合は、試験場設定等の関係から、配慮を希望する者として、必ず申請してください。
- (5) 社会人・学士特別入試一期合格者（一次手続完了者）でスカラシップエントリーをし、一般入試（前期）において、受験時の配慮を希望する場合は、原則として本学（豊橋）会場での受験となります。
- (6) 送付いただいた申請書等に基づいて受験希望学部と審査を行い、その結果を申請書に記載された住所へ郵送しますので、結果を受け取ってから出願・入学検定料納入をしてください。
- (7) 以下の場合も申請してください（いずれの場合も、医師の診断書が必要です）。
  - 脱毛症による帽子の着用
  - 糖尿病によるインスリン注射や試験中のブドウ糖摂取
  - 試験中の薬・水の服用
  - 多汗症による手袋の着用、ハンカチの使用、着替え等
  - 骨折等による松葉杖や座布団の使用
  - 光過敏症による帽子・サングラス等の着用

## 【配慮申請書等送付先】

〒440-8511  
愛知県豊橋市牛川町松下20-1  
豊橋創造大学入試センター 配慮担当者 宛  
TEL：050-2017-2100 FAX：050-2017-2113

以上